

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に係る「初回加算」及び「委託連携加算」の算定について

地域包括支援センター（介護予防支援事業所）が、下記の算定要件を満たす場合に、委託先の居宅介護支援事業所が加算（委託料）を算定できます。

1 初回加算

【算定要件】

介護予防支援事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

問1 新規の考え方について示されたい。

（答）契約の有無に関わらず、利用者について、過去2か月以上、介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を提供しておらず、介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を算定されてない場合に、介護予防サービス計画を作成した場合を指す。介護予防サービス計画を新たに作成するにあたり、新たなアセスメント等を要することを評価したものである。

2 委託連携加算

【算定要件】

介護予防支援事業所が利用者に提供する介護支援を居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該居宅介護支援事業所に提供し、当該居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回の限度として所定単位数を加算する。

問1 利用者に係る必要な情報とは。

（答）アセスメント情報等の提供が必要です。認定調査票、主治意見書の介護認定に係る資料の提供だけでは、「利用者に係る必要な情報」とは認められません。

問2 情報提供の方法は。

（答）必ずしも書面による必要はない。口頭等による情報提供でも構わないが、いずれの方法による場合であっても、双方の事業所において支援経過記録等に提供年月日、提供者、提供内容を記録しておくこと。

問3 ケアプランの作成等に協力とは。

（答）プラン作成前のサービス担当者会議によるアドバイス等

事例一覧表

事例	初回加算	委託連携加算
新規で要支援の認定が出た。担当を包括ではなく、居宅に委託した場合	○	○
包括が担当してきたが、途中から居宅に委託した場合	×	○
利用者が要介護の時に居宅が担当していた。更新で要支援の認定が出た。包括が担当せず引き続き同一の居宅へ委託する場合	○	×
包括がA居宅に委託していたが、B居宅に委託先を変更した場合	×	○ ※委託先を変更する場合であっても、包括からB居宅に適切に連携されていない場合は算定不可。
A包括がB居宅に委託していたが、利用者が市内転居によりA包括からC包括へ管轄が変わった、委託先は引き続きB居宅で変わらない場合	○	×
A包括から、B居宅に委託をしていたが、所属するケアマネジャーがC居宅（同一法人・他法人）に移籍し、委託した場合	×	×
介護予防支援から介護予防マネジメント。または、介護予防マネジメントから介護予防支援になった場合。	×	×

※上記の表で「○」となっても、前提の算定要件を満たしていない場合は算定不可となります。

※上記の事例に当てはまらないもの等、不明なものは市にお問い合わせください。

※この取扱いは、栗東市独自で設定したものととなります。保険者により異なる場合がございます。今後、厚生労働省から新たな見解が示された場合は、取扱いに変更が生じる可能性がありますので、ご注意ください。